

第五十五回国会  
衆議院  
地方行政委員会  
議 録 第三十号

昭和四十二年七月四日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 久保田円次君

理事 山口 鶴男君

理事 内海 英男君

理事 久保田藤麿君

理事 塩谷 一夫君

理事 渡海元三郎君

理事 中尾 栄一君

理事 古屋 亨君

理事 山田 久就君

理事 太田 一夫君

理事 島上善五郎君

理事 依田 圭五君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

國務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

警察庁長官 新井 裕君

警察庁交通局長 鈴木 光一君

法務省刑事局長 川井 英良君

自治省行政局長 長野 士郎君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

大蔵省主計局法規課長 小田村四郎君

運輸省自動車局整備部長 堀山 健君

自治大臣官房参事官 志村 静男君

専 門 員 越村安太郎君

委員久保田藤麿君、佐々木秀世君、辻寛一君及び渡海元三郎君辞任につき、その補欠として塩谷一夫君、内海英男君、箕輪登君及び中尾栄一君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員内海英男君、塩谷一夫君、中尾栄一君及び箕輪登君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君、久保田藤麿君、渡海元三郎君及び辻寛一君が議長の指名で委員に選任された。

七月三日

市町村営有線放送電話施設助成等に関する請願(中澤茂一君紹介)(第二四〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出第一一〇号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第三五号)道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案、及び太田一夫君外七名提出にかかる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質議を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 地方公務員等共済組合法に關係する法案の質議も大詰めにまいりましたので、私は以下数点について御質問をいたしたいと思いますので、藤枝自治大臣にひとつ誠意ある、しかも積極的な前向き姿勢での御答弁をお願いしたいと思います。

第一点は、掛け金の標準となる給料の最高限度額についてでございます。現在、地方公務員等共済組合法百十四条の第三項におきまして、掛け金は給料月額十一万円で頭打ちとなっておりますのであります。国家公務員共済におきましても、法第百条の第三項におきまして十一万円の頭打ちとなっております。これは昭和三十四年の十月に制定されたものでありますから、それ以来ずっと十一万円の頭打ち、こういうことになっておるわけでございます。したがって今日の実情からいいますと、年々のようにベースが改定されてまいっておりますし、たとえ交付税の計算におきましても、県知事に対する給料月額というものが大体二十一万円程度交付税で見積もられておるわけでありまして、そういう点からいいますと、きわめて不合理だと思っております。こういう不合理があるから最近いわゆる公社、公団等に高級官僚が横すべりをいたしまして、居すわり型、流浪型、こういうものの大きな原因になっておるのではないかと思っております。そういうことでありますから、ひとつこれは後ほど附帯決議等でも取り上げられると思っておりますけれども、ぜひこれは具体的に早急に現実に即したような、しかも均衡がとれた形においての改定が必要だと思っておりますが、いかがでございますか。

○藤枝國務大臣 確かに現状におきまして知事の給与の実態、あるいはこれが本法制定以来据え置かれておるというような点から考えますと、十一万円の頭打ちというのは実情に必ずしも即してないと思われのでございまして、そういう意味では、これはほかの国家公務員の共済組合制度その他の社会保険制度等とも関連はありますが、それらとあわせて再検討をいたしましたので、ぜひ善処してまいりたいと考えております。

○細谷委員 ぜひ善処するということでありますが、まだ足らぬです。誠心誠意を込めて、ぜひすみやかに善処するというくらいに言っていたかなければ、すみやかというの、どうも私は信用できないのでございまして、この際、特にそのくらいのことを言っていたかぬといかぬと思っております。いかがですか。

○藤枝國務大臣 私の申し上げましたのは、そういう意味ではすみやかに再検討をいたしまして善処をいたしたい、こういうことでございまして、次に入ります。

第二点は、長期給付に關係する公的負担割合の引き上げについてでございます。これも附帯決議に取り入れられる予定になっておるのであります。が、現在、地方公務員等共済組合法に關連するもの、いたしましては、長期給付に対して大体一割五分、百分の十五というものが交付税の中において基準財政需要額として見積もられてまいっております。しかし、現実には百分の十五でありましても、決算額と比べますと大体九割程度でありますから、大体百分の十三、五くらいにしか決算額に対しては当たっておらないのではないかと思っております。私は、そういう不合理も直していただかなければならぬけれども、同時に、やはり厚生年金等と同様に百分の二十に引き上げるべきだと考えるのであります。これは私の意見ばかりでなく、地方公共団体からも意見書なり陳情等が出ておりますし、また、共済組合あるいは職員団体からも強く要望されておるところであります。

第一類第二号

地方行政委員会議録第三十号

昭和四十二年七月四日



○細谷委員 私が御質問申し上げたよりもっと広い範囲で大臣は検討するんだ、いまこういう答弁をいただきましたので、心強く考えております。心強く考えさせていただきます、ひとつそういうことでぜひやっていただきたいと思ひます。

もう一つ、こまかいことでございますけれども、夫婦共働きの場合に、被扶養者というのが全然この共済の恩恵を受けない、こういう実例があるのではありませんか。たとえば御主人が公共企業体に勤めておられる、奥さんが地方公務員であつたといつた場合に、共働きでありながら、その子供さんたちがこの共済組合からもお世話になることができない、シャットアウトされておられる、こういう実例があるのではありませんか。これはどうもなわ張り争いなのか負担を避けようとするのかかわりませうけれども、これではたいへんなことだと思ひます。そういう実例があるから、これはひととつ横の連絡をとりつつ、そんなことがかりそめにも起こらないように、特段の配慮をいただかなければならぬと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○藤枝國務大臣 御指摘にありましたような実例があつて、地方公務員の共済と他の共済制度との間で取り扱いが区々であるというようなことを承つておるわけでございまして、これは組合間でよく連絡をとりまして、ただいま御指摘になったことのないように、今後運営の上で考えてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 第六点は、退職後大体二年か三年目ぐらゐにかなりの病氣をやつておられる、こういうのが多くのケースとしてあらわれておられることは統計上御承知のことだと思ひます。継続療養に對しましては退職後も一定の期間療養給付が行なわれるのでありますけれども、やめてしまつた翌日発病いたしました、これは救済されないのではありませんか。ところが、現実には一年目、二年目、三年目ぐらゐに集中して発病の傾向があるといふことであります。二十年とか三十年とかつとめて、そしてやめていくといふことは、一生を地

方公務員として心身ともにささげたといふことであらうと思ひます。そういう人が統計上二、三年後に病氣になるということは、私はあまり得ることだと思ひます。でありますから、退職後も一定の期間、医療給付についてはやはり給付を行なえるような措置を講じてやるのが当然なことだと思ひます。これも附帯決議の中に出てまいらうと思ひますが、ひとつ大臣のこれについての態度をお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 たてまえから申しますと、国民皆保険でございまして、地方公務員を退職された方が全然ほかに就職されないという場合には、国民保に入るといふようなことになるのだからと思ひます。しかし給付の内容あるいは負担の割合など、必ずしも地方共済におつた場合とは違ふわけでございまして、その辺のことを頭に置かれての御質問ではないかと思ひます。原則としては、そういう国民保に移つていただくといふことだらうと思ひますけれども、それからまた本人だけの医療給付というふうなことになるまでも、一体掛け金の額をどうするのであらうか、あるいは負担がどうであらうかといふような、いろいろむづかしい問題があると思ひます。しかしいま申されたように、やはり一生を地方公務員、地方の公職にささげて、そしてやめられた方が病氣になられたといふようなことでございまして、この辺は国民皆保険だからいいんだといふことで割り切るのには少し、いろいろ問題があると思ひます。で、この点は他のそうした保険制度その他とも関連はございまして、そういうものを含めまして検討をさせていただきますと思ひます。

○細谷委員 大臣、私は、退職後すべての人に無条件で医療給付を一定期間やつてやらない、そういうふうにして申してはいいわけじゃなくて、少なくとも年金受給者には——これは年金受給者といつたらみな二十年以上つとめては年金受給者ですから、一年か二年、五年ぐらゐの人じゃないわけですから、年金受給者に対してはこれはやはり掛け金のこと

も、年金があるわけですから、あまり徴収上に手間がかかるわけじゃないから、少なくとも年金受給者については、たとえばやめてから五年なら五年といふものは医療給付だけは続けさせていく、これは私はきつめて当然のことだと思ひます。もう一度これについて、私はきつめて制限した年金受給者だけでも早くやつてやれぬか、こういうことを申し上げているのですが、いかがでしょうか。

○藤枝國務大臣 おあげになりました実例でございまして、元來、形式ばつてお答えすれば、それは国民保で救つてもらふのですと言わざるを得ないようなことなんです。しかし二十年以上つとめて年金を受給されて、いわば一生を地方公務員として公共の福祉のためにささげられ、そういう一定の年齢がこられてやめたといふような、そういう方につきましては、やはりそこいままで入つていた地方共済との関連をつけてあげたいといふお気持ちについては、私も十分共感を持つてございまして、そういう点を考えまして、ひとつ検討させていただきますと思ひます。

○細谷委員 最後に、厚生費について大臣のお考えを承りたいと思ひます。この厚生費につきましては、大体四十年程度はどうなつておるかといふと、一人千円なんです。民間のほうを調べてみますと、同年度に四万五千三百二十四円と、こういう厚生費が出ておるのではありませんか。この千円の内訳といふのを見ますと、健康診断に三百円、レクリエーションに六百五十円、表彰式典に五十円、計千円だといふのであります。お聞きいたしますと、自治省は、好意のほんのかけらと言つてもよろしいと思ひます。であります。四十二年度におきましては千五百円の厚生費、五百円の増額要求をなさつたやうでありますけれども、これが削減されて、從來どおり千円といふ事態になつております。民間との格差は文字どおりこれはもう四十五分の一以下、こういう状態でありまして、でありますから、これは急激に民間と格差がないようにするといふことは不可能と

思ひますけれども、年々この厚生費を増額していくことが当然な措置だと思ひますが、ひとつ大臣の御所信のほどを承つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 この額は、御承知のように国家公務員の福利厚生費につきましても千円といふことで、先般御決議をいただいた予算に載つておるわけですが、確かに御指摘のとおり、現在の社会情勢におきまして千円という額は少額に過ぎると思ひます。これもひとつ増額について、ぜひその方向で考えてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 終わります。

○龜山委員長 内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に對し、大石八治君、門司亮君及び小瀨新次君から、三派共同をもつて修正案が提出されております。

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に對する修正案

附則第一条中「及び第六十四条」を「、第六十四条及び第四百三十三条の二」に、「第十三条」を「第十四条」に改める。

附則第三条中第三百三十六條の次に一條を加える改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百四十三條の二の二第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「退職料」の下に「法

律第五百五十五号附則第三十一条(同法附則第十四条第三号の規定を準用する部分に限る。)の規定に相当する退職年金条例の規定によりその年額が計算されたものを除く。)を加え、同項第三号中「普通恩給」の下に「法律第五百五十五号附則第十四条第三号(同法附則第十八条第二項、附則第二十三条第六項及び附則第三十一条において準用する場合を含む。)の規定によりその年額が計算されたもの(次項において「減算普通恩給」という。)を除く。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 新法第二百二条の二第三項に規定する退職年金及び減額退職年金には、第五十七条第四項(第五十八号において準用する場合を含む。)又は国の施行法第十四条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により減算普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金及びこれに基づく減額退職年金を含まないものとする。

附則第五号の見出し中「算定」を「算定等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 改正後の施行法第四百三十三条の二の規定は、この法律の公布の日以後の退職について適用し、同日前の退職については、なお従前の例による。

附則第八号第一項中「次条第七項」を「次条第八項」に、「次条第三項において」を「次条第三項及び第四項において」に改め、同条第二項中「及び次条第三項」を並びに次条第三項及び第四項に改める。

附則第九号第一項中「この法律の公布の日から」を「退職の日(この法律の公布の日前に退職した者にあつては、この法律の公布の日。以下この項において同じ。)から」に、「この法律の公布の日」を「その退職の日(この法律の公布の日)」に改める。

附則第九号第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又

は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者(この法律の公布の日前に退職した者を除く。)が組合員である間に死亡した場合においては、その者の遺族でその死亡により増加退職料等に係る退職年金条例の遺族年金(扶助料を含む。)を受けることとなるものは、その死亡の日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条例の遺族年金を受けたい旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なう者に対して申し出ることができ、この場合には、当該年金を受ける権利は、当該死亡の日において消滅したものとみなし、当該死亡した者は、改正後の施行法第三十四条の規定の適用については、増加退職料等を受ける権利を有していた者で施行法第五十一条第二項の申出のあつたものに該当するものとみなす。

附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条中「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十三条とし、附則第十一条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の一項を加える。

(退職一時金に関する特例)

第十一条 更新組合員(施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員をいう。)又は団体共済更新組合員(施行法第四百三十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。)で昭和四十一年十月三十一日までに退職するとしたならば施行法第二十四条若しくは第六十三条第七項又は同法第四百三十三条の七の規定の適用を受けることとなるもの(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)のうち、昭和四十四年十月三十一日までに退職した者について新法第八十三条第一項及び第二項(同法第二百二条において準用する場合を含む。)以下この項におい

て同じ。)の規定を適用する場合(施行法第二十条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四号)附則第二十三条の規定の適用のある場合を除く。)において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合(新法第三号第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。)又は団体共済組合(新法第七十四号第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。)に申し出たときは、新法第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項(新法第二百二条において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職したときは、その者に對しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「この法律の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の

前日において消滅する。

○龜山委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。大石八治君。

○大石(八)委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に対する修正案につきまして、私は自由民主党、民主社会党、公明党の三派を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

この法律案につきましては、今日まで当委員会におきまして慎重かつ熱心に審査を重ねてまいりました結果、退職一時金に関する男女組合員の間の均衡の問題、増加退職料等受給者の生活保障及び地方団体関係団体職員共済組合の特例年金の受給資格について改善をはかる必要があると認め、ここに必要最小限の修正を行ない、地方公務員及び地方団体関係団体の職員並びにこれらの家族等の要望にこたえようとするものであります。

次に、修正の内容について申し上げます。  
修正の第一点は男子である組合員の退職一時金の額から通算退職年金の原資を控除しないことの選択ができる期限は、現在昭和四十一年十月三十一日までとなつておりますが、女子である組合員の取り扱いにつきましては昭和四十六年五月三十一日までとなつておることに鑑み、これとの均衡を考慮して昭和四十四年十月三十一日まで延長することとしたのであります。

第二点は、政府原案では、増加退職料等を受ける権利を放棄した組合員については、その廃疾の程度に応じ公務による廃疾年金を支給することとし、現に増加退職料等を受ける権利を有している組合員の受給権の放棄の申し出は改正法の交付の日から六十日以内となつておりますが、これら受給者の在職中の生活を考慮し、その放棄の申し出は退職の日から六十日以内に行なうことができ

るようにしようとするものであります。

第三点は、公務員としての在職期間を資格期間に加えることにより支給する団体共済組合の特例年金は、恩給、退職料または共済年金の受給権を有している者には認められていないのであります。が、低額の恩給受給者等の実態を考慮し、普通恩給等の受給者に対しても、その制限を一部緩和することとしたものであります。

以上が、修正案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ全会一致、御賛同あらんことをお願いをいたします。

○龜山委員長 以上で、趣旨の説明は終わりました。

○龜山委員長 これより内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林委員 各党の態度が微妙なものですから、一応わが党の態度を表明させていただきたいと思っております。

このたびの政府案は、もともと恩給法の一部改正に伴う当然の措置として、地方公務員共済の退職年金の額の一部増額の措置を中心とした部分的改善の措置であります。そして、この措置のために、このたびは別に組合員の負担が増額するといふわけではございません。したがって、この措置に関する限り、わが党としては反対する理由はないと考えております。ただいま提案されましたこの政府案に対する修正案並びに後に提出される附帯決議案についても、同じ趣旨のものと考えて賛成をいたします。

なお、地方公務員共済制度の根本的な問題として、社会党のほうから国家財政の負担の問題についての修正した議案が出されております。これは

継続審議になるということでございますけれども、したがって、この抜本的な政策というようなことになるならば、わが党としては、年金制度は社会保障制度としての立場を貫くものであり、したがって、全額国と資本家、使用者側が負担すべきものという抜本的な政策を持ってまいります。この立場で私たちはこの政府案について質問も試みているわけでございます。したがって、社会党案については、抜本的な立場ということについて検討するならば、部分的な改善はありますけれども、これについては、わが党としては独自の意見を持っておるわけでございます。しかし、このたびの政府案は、そういう抜本的な問題については手をつけずに、部分的なことに他の法案の改正に伴う自動的な措置としてされるものでありますので、わが党としては政府案に賛成する態度をとるものであります。

○龜山委員長 これにて討論は終局いたしました。これより昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案及びこれに対する修正案を採決に付します。

まず、本案に対する大石八治君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立総員。よって、大石八治君外二名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よって、内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案は、大石八治君外二名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○龜山委員長 この際、久保田円次君、山口鶴男君、門司亮君及び小澤新次君より、四派共同提出をもちまして、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。久保田円次君。

○久保田(円)委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に対する附帯決議につきまして、私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四派を代表して、その趣旨を御説明したいと思います。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

次に、提案の趣旨を御説明いたします。

まず第一点であります。御承知のように、現在地方公務員共済組合の長期給付に要する費用につきましては、その百分の十五を地方公共団体が負担し、残りの百分の八十五を使用者としての地方公共団体と被用者としての組合員とが折半で負担しております。この点、厚生年金保険におきましては、百分の二十を国庫が負担し、私学共済及び農林共済におきましても、百分の十六を国庫が負担し、それぞれその残額を労使で折半負担している現状であります。

そこで、地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の公的負担割合につきまして、他の社会保険制度との均衡を考慮してその引き上げをはかるとともに、短期給付に要する費用につきましても、近時医療費の増加に伴い、地方公務員共済組合の財政が著しく悪化し、組合員の負担増加を来している現状にかんがみ、国庫負担を導入すべきものとしております。

次に、第二点につきましては、掛け金及び給付の額の算定の基礎となる給料の最高限度額は、昭和三十七年十二月以来十一万円となっており、その間における公務員給与の相次ぐベース改定にもかかわらず据え置かれたままであります。公

務員給与の実態にかんがみましても低きに過ぎ、すみやかに再検討すべきものと考えられるのであります。

第三点の年金のスライド制につきましては、第五十一国会において法律の改正が行なわれ、生活水準の向上、物価の上昇並びに現職の公務員の給与に即応して共済年金の額を改定するいわゆるスライド制の採用が行なわれたわけであります。そのスライドの基準またスライドに伴う費用負担等、スライド制実施の具体的方策は明らかにされていないのであります。そこで、スライド制を早急に実施に移すため、すみやかに統一の責任機関を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるようつとめるべきものとしたのであります。

第四点の、遺族給付を受ける遺族の範囲につきましては、現行法によれば、主として死亡した組合員の収入により主計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母に限定されておりましたが、たとえ親、配偶者がおりましても、それらの者が組合員の収入によつて生計を維持していなかった場合には給付の対象とならず、また、これらの者が組合員の収入によつて生計を維持していたものとしても、一定の金額以上の収入があれば遺族とされない不合理があるのであります。そこで、遺族の範囲につきましては、実情に即した運用が行なわれるよう検討すべきものとしております。

次に、第五点につきましては、現行法では、退職者の疾病については継続療養のみ最高五カ年間認められておりますが、退職後の新たな疾病につきましても、組合員の資格を喪失しているため共済組合の短期給付は認められていないのであります。ところが、退職者につきましては退職後一、二年の間に発病する者が多い実情から、組合員が退職後一定の期間内に発病した場合にも新たに退職者の療養給付制度を設けて、その救済をはかるものとしてあります。

以上が本決議案の趣旨であります。

何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に検討を加え、すみやかに適切な措置を講ずべきである。

一、共済組合の給付に要する費用の公的負担割合の引上げ等については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

二、掛金および給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

三、年金のスライド制の実施については、すみやかに統一的な責任機関を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう努めること。

四、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱ひにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討するにと。

五、組合員が退職後一定の期間内に発病した場合にも療養給付を受けることができるよう検討すること。

右決議する。

○龜山委員長　本動議について採決いたします。  
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○龜山委員長 起立総員。よって、久保田門次君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、藤枝自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝自治大臣。

昭和四十二年七月四日

○藤枝国務大臣　ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を体しまして善処いたしたいと存じます。

○龜山委員長　この際、太田一夫君より発言を求められておりますので、これを許します。太田一夫君。

○太田委員　ただいま大臣の御意見発表がありましたが、それに関連しまして私、一言だけ申し上げておきたいと思うのです。

それに今回、地方公務員等共済組合法の改正に  
關して長い審議を費やした。その長い審議を費や  
す間に、大臣はあまりこの席においてにならな  
かった。そうして次官はよく、われわれの意見を尊  
重するという、こういうお話がありましたけれど  
も、主として長野局長以下の御答弁でありまし  
たが、いまわれわれの同僚からそれぞれ  
言われました質疑ないしは意見あるいはまた修正

ります。とり、地方公務員並びにその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する、あるいはまたその費用については、国または地方公共団体がその健全な運営に資するために必要な配慮をしななければならないというように、公的負担の問題についてもこの理念が明らかになっておるわけです。このことをひとつ思い出していただいて、今後この共済組合法において、恩給法が変わったからこれを受動的に変えるんだというようなまやかしい消極的な態度でなく、ひとつ積極的に本来の目的実現のために突き進んでいただく決意をもってお取りはからいをいただきたいと思うのです。そういう意味であなたの御意見を拝聴したいと思ひます。

○龜山委員長　藤枝自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝自治大臣。

が重なり、重くなりすぎるようなことで、ほんとに民主政治というものがだんだんに狭められていくような感じがするわけですが、特に今度の道路交通法の一部を改正する法律案については、これはなるほど道路交通の安全を期するためということの意図によって改正をされたとは言いがたならず、非常に問題点が多いわけです。第一に、警察官に非常な権限が委譲されるということです。昔、子供が悪いことをすれば駐在へ言うていくとか、あるいは巡査に言うよと言って、巡査といふものを大きな恐怖の対象にした。それと同じような傾向といふものが、そういうふうな姿に再び復活をするような傾向が、この交通法の改正の中でも考えられるわけです。特に最近巡査の素質の低下——私は交通安全については、ほんとうに炎天の中で、あるいは寒風の中で非常に健闘されておる交通巡査の御苦労、交通担当官の御苦労を

○藤枝国務大臣　ただいま太田さんのおつしやつたことを十分体しまして、今後に処してまいりたいと考えます。

○亀山委員長 おはかりいたします。ただいま修正議決されました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○龜山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○龜山委員長 次に、内閣提出にかかる道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。井上泉君。

○井上泉委員 およそいろいろな法律がつくられるわけですけれども、何か法律がつくられるたびに、そのものになる法律ができた当初からは後退をして、人民の権利が奪われたり、あるいは負担

ておきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 最近起こりました警察官が犯人逮捕の際に発砲してこれを殺してしまったというようなことでございます。その一つ一つにつきましては、これは正当防衛であったり、あるいは緊急避難的なものであったりということはあります。しかしそういうことは別にいたしまして、警

警察官がいろいろ問題を起こすということについて、やむを得なかった場合も相当多いのでござい  
ますが、また注意の足りなかつた、あるいは未熟  
であつたというようなことも考えられるわけでご  
ざいました、そういう意味で、あくまで警察官の  
教養の問題、特に御指摘になりましたように、た  
とえば今回の道路交通法の改正によりまして警察  
官が相当の権限を持つというような問題もござい  
ますので、十分今後とも教養の面につきまして意  
を用いてまいりたい。また具体的に拳銃の使用方  
法その他に、あるいは犯人の逮捕の場合における  
やり方等について、そうした技術の面と申します  
か、単に精神的な面ばかりでなく、技術の面につ  
きまして十分な切磋をさせまして、そうしてあ  
あした事件を未然に防げるようにいたしたいと考  
えておる次第でございます。

○井上(泉)委員 本年に入つて、警察官が五人も  
殺されておる。私は非常に、こういうふうな警察  
官の被害というところにつきましては、深甚の哀悼  
の意を表すると同時に、家族の方あるいはその他  
の方たちの悲しみもいかにばかりかと察するわけ  
ですけれども、警察官が逆に人を殺すということ、  
これは最近起こりました交通違反をして、そして  
検問してあるところで逃げたからといって、それ  
に五発も拳銃を撃つてから殺したという事件、それ  
から土佐清水市の、警察官がたぐさんおる警察署  
の署内で、一人の精神病者——新聞にはこう載つて  
おりましたけれども、その酔漢が、酔つてあばれ  
てきて、ジャックナイフを持っておるからといつ  
て、上司が殺されると思うからといって、机の中  
から保管してあるピストルを取り出してきて、そ  
れで射殺しておる、こういうことは全く言語道  
断な行為だと思はざるを得ないので、この二  
つの事件についての新井長官のこれに対する処し  
方、そしてまた、これは警察官の拳銃に対する取  
り扱いがいかにルーズであるか、こういうことを  
証明するものだと思うのですが、これらについて  
見解を承りたい。

○新井政府委員 大阪の事件と高知の事件につ  
いてお尋ねがございましたが、新しいほうから申し  
上げますと、高知の事件は井上委員のよく御承知  
の果のことでございまして、状況としては、うし  
ろから刃物をとらうとして、すべてころんでし  
まって殺されそうになつたといふことをはたで見  
て発砲したといふことであります。ほかに手段が  
あつたかなかつたかといふことになりまして、ま  
あ一般的、常識的に言へばやむを得なかつたの  
じゃないかといふふうに思つております。大阪の  
事件は、目下係争中のようでございまして、発端  
はなるほど交通違反のことでございまして、職務  
を執行した者に対して暴行をいたしましたので、  
やむを得ず発砲したといふふうに見ております。  
一般的に申しまして、日本の警察官が常時拳銃  
を携帯するようになりましてから約二十年たつて  
おります、その間にわれわれもずいぶんいろいろ  
と苦心をいたしまして、最初のころと比べます  
と非常に事故は少なくなつております。今後でも  
きるだけ事故を少なくするような訓練、それから  
また心がまえといふものについて、反復教養をし  
てまいらなければならぬ、こう考えております。

○井上(泉)委員 大阪の、交通の検問中に——こ  
れは遺族が警官を告訴した、これなんかも、そこで  
押えてやつておるのですから、別に逃亡するにも  
逃亡のしようがないでしよう。それにもつてきて、  
五発も撃つてからそれを射殺するといふことは、  
ほんとうに全く言語道断と言はざるを得ないわけ  
です。高知の場合にいたしまして、警察ではあ  
らう、警察官がたぐさんおるわけですが、それで、  
どうもあばれてきたといつて、部長は逃げたとい  
ふ、ある課長はどうこうしたといふことが地元  
の新聞にずいぶん出ておるわけですが、それで事件  
は警察官のことだから検察庁に移して、正当防衛  
じゃなからうか、こういうふうなことを言つてお  
るわけですが、少なくとも警察の——警察官  
がやつたのですから、あなたたちは警察官を

うのは、これは普通だと思ふのです。普通だと思  
うのですけれども、そういう事件を起こしたのが、  
たまたまピストルを使つたのがちやうど二十そこ  
その新米の巡査、それでこういう巡査に大きな  
権力を与えて、ピストルを持たすことによつて、  
これから私はこういう事件といふものがひんぱん  
に起こると思ひます。そういうことから考えて、拳  
銃の取り扱いについての規律といふものがあまり  
にもずさんでないかと思ふわけですが、この点で思  
ひ出すわけですが、鳥取県か島根県かで、警察本  
部長が何か射撃場の落成式に拳銃を隣の人  
に対して、民間人に対して、あれで撃つてみよ、こ  
う言つてやらしたといふ事件が新聞に載つてお  
つたのですが、あれは公安委員会としてはどうい  
う処置をされたのですか。

○新井政府委員 お尋ねの件は鳥根県のことでご  
ざいまして、お尋ねのような事件がございまし  
て、私も事情をよく調べたところ、警察官を  
そばに介添えさせて撃たしたから間違ひはないと  
思つたといふ弁明でございまして、けれども、おつ  
しやるように、たいへん筋違ひのことでありま  
すので、嚴重に本部長にも注意いたしました、全国  
にもそういうようなことの間違ひを再び繰り返さ  
ないようには処置をいたしております。

○井上(泉)委員 私はその事件があつてから二、  
三日たつて、何か警察庁の人事異動が載つてお  
りましたので、これはこういうふうなことをしたか  
ら警察官のいわゆる服務規律の厳正をはかる意味  
において、こういう事件が起つたから、だから警  
察庁は時を移さず異動したものだ、こう思つて中  
身を見たけれども、全然そういうふうなことがな  
かつたわけでは、さういふふうなことが、そばに  
警察官がおつたから安全が確保されたと言つけれ  
ども、そういうことだと、警察官がおつたら、だ  
れでもピストルを貸してもかまわない仕組みに  
なつておるのですか、これはひとつ長官に御返事  
願ひたいのです。

○新井政府委員 先ほどもお答えいたしましたよ  
うに、そういうことは部内の規則で許されてお  
りませんので、嚴重に注意をいたしたわけでありま  
す。

○井上(泉)委員 部内で、規律で許されてない  
ことを、そういうことをして注意で済ますといふ  
こと、これは私はやっぱり警察がほんとうに綱紀  
肅正といふか、官紀の肅正といふか、そういうも  
のについての姿勢がないために、巡査のそういう  
拳銃による射殺事件を相次いで引き起こす姿があ  
ると思ふのです。これは交通違反で幼稚園児に対  
してずいぶん迷惑を与えた警察官もあつたわけ  
ですが、これはやはりそういうふうな、少なくとも  
警察本部長たる者がそれだけのことをして進退伺  
いも出さない、それで嚴重に注意をしたといふ  
ようなことで済まされる問題であるのかどうか、こ  
の点について私は長官の御見解をもう一度承つて  
おきたいと思ひます。あわせて、この大阪の場合に  
いたしまして、当然犯人を射殺する必要は全然  
ないわけでは、それから高知の場合にいたしまし  
ても、これは警察官全体が、ほんとうにそういう凶  
器を持った者が警察署へ入つてきた場合には、何  
も拳銃で撃たなくても、警察の署内には警察官は  
十人、二十人はいつてもおるのですから、それで  
拳銃を撃たなければならぬといふような警察の  
仕組みになつておるのかどうか、それほど軽く拳  
銃といふものを警察官は扱つておるのかどうか、  
何か巡査に大きな権力を持たし、そしてまた民  
衆に対して威圧感を与え、恐怖感を与えて、昔のさ  
むらいの寄らば切るぞ式で、平然とピストルを発  
射するといふことについて、この際、いわゆる拳  
銃の取り扱いについて私はそれほど粗雑になつて  
おるものとは思はなかつたわけでは、少なくとも  
こういう拳銃を扱つた本部長については、嚴重に  
注意をしたといひましたけれども、どういふ処分を  
したのか。それはおまえそういうことをしてはいけ  
ないとか——本部長の新聞談話で見ると、全くず  
うずうしい談話のしかたであつたわけでは、私  
は、さういふふうな、何らそこに一かからの反省もな  
い本部長の談話を新聞で見たわけですが、一体嚴  
重な注意をしたといふが、どういふことをしたの



結果になろうと思いますので、その結果によってまたこの問題の実相というものが明らかに become と思つたのですけれども、よしんば正当防衛の行為でありまして、私は自分のところの高知の警察署の取締をさらにすうでほんとうに恥づかしい思いをするわけですけれども、警察官がそういう始末、警察署内で、しかもジャックナイフだから、それがたくさんの者がおつてそれを射殺をせねば取り押えることができなかった。よしんばそれが正当防衛であっても、そこに警察官の仕事に対する意欲というものが何か欠けておるのじゃないか、私はこんな気がしてならぬわけでありますが、その点でも十分御調査の上、警察がほんとうに地域の住民から信頼が置かれるような御指導を願いたいということを申し上げておきたいと思つています。

それから、そういうふうな警察官全体の、いわゆる警察官が取り締まらなければならない関連をする法律というものを、何か権力的な立場においてこれを行なうということは、こういう拳銃事件の、いろいろなものを引き起こすおそれというものは多分にあるわけであります。その点をもあわせて御注意を願いたいということと、それから道路交通法の一部を改正する法律案でも、政府が提案をしておるのだから、全面的に原案が修正をされるようなことがあつては困る、あるいは自民党の方たちは、政府が出された法律案は、これは政府、自民党は一体ですから、修正なんかする道理はないと思ふのです。ほとんどこれはフリーパスで通るわけですから、やはり委員会審議の中で問題点が出た場合については、それを改めるなりあるいはその運用の面で考慮するとかいうことにはやぶさかでない気持ちを持ってやつてもらわぬと、質問するものとしても非常にしんどいきわみですが、その点についての長官の御意見をひとつ承りたい。

○新井政府委員 包括的御質問でございますので、どういふことかわかりませんが、もちろんここで附帯決議をつけられたような問題につきましても十分に今までやつたつもりでございます。

まして、今度の改正案につきましてここでお尋ねがあり、御注文がありましたことにつきましては、御趣旨のようにできるだけその点に沿うように努力をいたして運営をしていくつもりでございます。

○井上(衆)委員　それでは、道路交通法の一部を改正する法律案の中の、横断歩道における歩行者の優先のほうからまず御質問申し上げます。

車が直前で停止をしなればならないという直前、横断歩道の直前とはどの程度をさしておるのか、それをひとつ交通局長さんからお答え願いたいです。

○鈴木(光)政府委員　横断歩道は歩行者が歩いておきますので、自動車が停止した場合に、歩行者等に危害を及ぼさないという範囲を、抽象的に申し上げます。そういうことになるわけですが、私どものほうで規制の基準をきめておりまして、横断歩道の直前に停止線を引いてございますが、あれは私どもの基準では大体二メートルないし三メートルというところに線を引いて、そこを停止線にしなさいというふうに内部で基準をきめております。

○井上泉委員　いろいろな人の事故は、横断歩道中の事故が非常に多いわけですが、横断歩道直前といひましても、たいてい——私きのう大阪のほうであちこちの横断歩道でぶつかった例ですけれども、車が横断歩道の停止線よりうしろでとまっておる状態というものは一カ所もなかった。そして横断歩道の線で何台かの車が必ず出ているわけです。そうすると、横断歩道のあるところでは手前でスピードを出されないわけですから、かりに時速三十キロのスピードで走つてきておつても、横断歩道の直前ということになりますと、直前でとめるという場合に、三十メートルの場合にはすぐブレーキがかかる、二十五メートルか三十メートルくらいだったらブレーキがかかりますけれども、時速三十キロにしても○・一秒で八メートルか十メートルくらい行くのですから、そうなるとその直前、停止線を二メートルくらい前に引いて

おるということは、これは横断歩行者の安全を確保するために適正な停止線だと私は考えられないのですが、その点についてはどうでしょう。

○鈴木(光)政府委員 横断歩道にはいろいろございまして、信号機のあるところと信号機のないところの横断歩道もございますから、したがってその場合に、停止線を設けて明確にして一時停止をするように指導しているわけでございまして、なお、いまのお話のように急にとまれないという問題もございまして、現在横断歩道の前三十メートル以内では追い越してはいけないという規定がございまして、その三十メートル以内の部分につきましても黄色い線で追い越し禁止の標示をしておるわけでございまして、これがかねて横断歩道の予告の線ということにいたしまして、黄色い線の引いてあるところに入りますれば、いつでもとまれるような状態で徐行するという仕組みにしておる次第でございまして、なおいろいろ御指摘のように、横断歩道の停止線あるいは横断歩道の上まで行つてとまっているというような事態も、われわれ間々見受けておるわけでございます。それは十分指導をいたしましてやつてまいりたいと考えます。

○井上(泉委員) この横断歩道の直前で停止をしなくてはならないということ、手前であっても横であつても、法律の中ではそういうことはきめられてないでしょう。だから横断歩道で横断者、歩行者の安全を確保するためには、全部その停止線を十メートルも二十メートルも引くとかということになると、これは交通の渋滞を来たすという危険性も感ぜられるわけですから、そう一がいにはないかと思ひますけれども、少なくともこういうふうな横断歩道の直前で停止しなくてはならぬといふ。この法律の条文のきめ方でもやりますといふと、直前であつておれば何でもかまわない。ところが直前ということにしておるから、絶えずその横断歩道に出るわけでありますが、出るから横断歩道者に人身傷害事故というのが圧倒的に多いわけです。そこらのところを何か法文の中で、直前とかいうことではなしに、何らかのあれがで

きないものか。それともこれが施行になるとやはり法律どおりでいくのか。何かこれを規制をする、この直前ということを裏づけするような規則なり、何かそのようなものはつくれないものでか。

○新井政府委員　いま御指摘になりましたように、横断歩道の中に突っ込んでおるのは明らかに違反でございます。したがって、この直前というものをどういうふうに解釈するかというお尋ねでありますけれども、あそこには直前が中を含むなどということはどういう考えられませんか、あの手前でとまらなければいけないわけでありまして、これを今後取り締まりといいますか指導というものに非常に力を入れなければならない。日本独特の風景だと思いますが、御案内のように、歩道を横断する人たちも、赤信号のときにわざわざ片足だけ車道に落としておるような人がたくさんおります。やはり日本人のせっかちな気持ちのあらわれじゃないかと思うのです。こういうことで、これは非常にお尋ねのようにわれわれも頭痛の種でございます。これを一々厳罰にするようなことを言ってみたところで、急に非常な混乱を来すだけでございます。今後ああいう問題については、きちっととまれるような習慣をつけるように指導していかなければならない。これは自動車でも歩行者についても同断であるというふうに感じております。

○井上(泉委員) 長官の言われるようなお気持ちであれば、別に法律をいろいろ改正せぬでも、この法律をきちんと守ってくれたら、最初つくった道路交逡法、その前の道路交逡取締法、これだけでもちゃんと――必要がないわけでしょう。普通追い越しなんか、昔の法律では、みだりに車を追い越してはならないというような簡単な条文でやっておったのを、これがますます複雑になつていくに従つて、この法律そのものも複雑化し、細分化されてくるのは、これはあたりまえでしょうけれども、やはりこういう場合にも、直前でとまればよいから、それより前へ出るのはこれは間違

いだ。間違つた車は違反車だから、これはどうこう言うてもしょうがないじゃないかという長官のお考えのようですが、やはり交通安全を確保する、道路交通法による交通安全を守っていくためには、この横断歩道の手前に必ず停止線というものを設けて、そしてそこから手前線とかいうことになしに、一定の線を引いてやっていただきたいと思うわけですが、なかなか自説を固持されるようですから、私もこの法案によって十分な成果があるように期待をしておきたいと思ひます。思ひますけれども、現実には横断歩道の中における事故というものがこういうことでずいぶん起つておるんですから、その点はひとつお忘れのないようにお願いしたいと思います。

それで、今度の道交法の改正で一番の根本になるのは、やはり反則金の制度というものを採用した点だと思ひますが、この間参考人の方のいろいろ説明を聞いた中では、またこれは説明書にも書いてあるのですが、罰金でもない、過料でもないという、何とかそういうふうなものを説明されたのですが、ところが罰金でもない、過料でもないものであるとして、反則金として納付を求めた。納付を求めたけれども、それを支払う能力がないために、それを払わなかった。払わなかった場合には、これがまた刑事事件として警察庁なり裁判所を取り扱われるということになる。そこで、最初これで反則金一万五千円と定めてあるのを、これをよう払わなかった。そのために、今度裁判所でこれが二万円になったということになります。この反則金と裁判所の判決というものは、何ら関係のないものになるわけですが、法律的に、一人の人間に異なつた——立場が変われば反則金の制度では一万五千円、これをよう払わなかったために裁判になったら二、三万円になった、こういうことになりまして、法というものが平等でないことになる。私は、反則金というものが、何かいけば簡単に取り上げる仕組みになっておるようになつておる。これはひとつ、法律的にどうなるのか、法務省の方がおいでのように

すから、伺いたい。こういうふうな反則金で一万五千元かかつておつた。今度裁判になったところが三万円かかつて、こういう場合の違ひは法律的にはどう理解したいのらうか。

○川井政府委員 この制度は、罰金の条文をそのまま残しておきまして、その上に反則金制度というものを設ける仕組みにしておりますので、ただいま御指摘のような場面が出てくるのは当然のことかと思ひますが、反則金の額は罰金の範囲内におきまして、いろいろな角度から考量いたしましてまず相当のところと思はれる額をきめておりますので、具体的な実問題といたしましては、反則金は一万五千円を納めれば済むんだけれども、納めないために刑事手続にのつてられて、罰金を納める場合にはそれが三万円になるというふうなことは、その罰金の額と定められた反則金の額との間で、そのような激しい開きは実はないことにならうかと思ひますが、きまして、おそろく反則金の制度が設けられた際におきましては、裁判の運営も、その違反行為につきましては、おそろく反則金の額が一つの基準となりまして、それに近い額が罰金におきまして量定されることになる、これはいまの裁判制度の実態から申しましてもうそういうことにならうかと思ひます。

○井上(泉)委員 私は、警察官が裁判所としての一つの権利も持つような制度の大改正でありますので、この反則金の問題についてはよほど慎重に論議せねばならない、かように思ひます。

そこでひとつお尋ねしておきたいのですが、これは警察庁からいただいた「反則金通告制度について」という資料ですが、「反則金は、任意に納付されるものであるから、刑罰である罰金または料料とは異なり、また、納付強制力を有する過料などの行政上の秩序罰とも異なる。」というのです。私はこれは一種の秩序罰であらうか、こんなふうに思つておつたのですけれども、これは秩序罰とも異なる、罰と書いてあるから、秩序罰とも

異なる、罰金でないから秩序罰とも異なる。これと、「反則金は、国税犯則取締法等に基づいて税務署長等から税法違反者に対してその納付を通告される金額に類似の性質をもつものであると考えられる。類似の性質を持つものであると考えられる」ということになると、国税犯則取締法に基づいてゆる税法違反による金額の取り扱いに準じてくるのか。この警察庁からいただいた資料によればそうならざるを得ないと思ひます。けれども、そうでもないようですが、この辺をひとつ説明してもらいたいです。

○新井政府委員 この間山内教授は、法学者の立場でいろいろ説明をされまして、罰の一種であることには間違ひないというふうに断言をされております。私もそこをききましたのは、そこにある過料とは違ひの、あるいは罰金とも違ひの、というふうなものであるけれども、私も行政上の一種の制裁金であると考えております。学者によりましては、これはいまだに一つ一つの独特の性質のものだといふふうに評する学者もおります。こういう学問上の問題は、私もそれ以上深入りするほどの知恵がないのでありますけれども、任意に納められる点では確かに過料と違ひ、それからまた罰金ともそういう意味では違ひ、ということをおきに書いてある次第でございます。

○井上(泉)委員 私、法律の内容については全く知恵が回らぬので、非常にくだいような質問になるわけですが、これは任意というけれども、全然任意じゃないです。あなた任意と言われれば、どこで任意であるのか。やはりこれは任意と解釈していいのですか。その点ちょっと……。

○新井政府委員 たとえば罰金と違ひという意味は、罰金を納めなければ強制徴収される、過料も納めなければ強制徴収される手続がある。そういうものと違ひ、反則金は、納めなければ強制徴収をされるという手続は何も出ていない。そういう意味において任意でありますけれども、お尋ね

のように、これは山内教授も、事実上の強制力はあるのだというふうに指摘されておりますが、私もおそろくそこいらが真実に近いものだと思いますが、法律上は少なくとも強制徴収の手続がないということをお説明をした資料だと思ひます。

○井上(泉)委員 ずっと条文を追つていろいろと御質問したいのですけれども、これはたいへんな時間になりますので、省略して、反則金の取り扱ひですが、これを大臣がおられるときに……。

反則金の相当額は、国が当分の間、交通安全対策の一環として、これを対策特別交付金として都道府県及び市町村に交付するものとする、こういうことになつておるのですが、これはその反則金の上がり高とは関係ないですか。この点ひとつ……。

○藤枝國務大臣 要するに、法案にありますように、反則金の相当額を特別交付金で出す、そうしてそれは将来精算をするということですから、反則金が幾ら一年に上がったか、それがそのまま、それに相当する額が特別交付金として都道府県並びに市町村に行くわけでございます。

○井上(泉)委員 反則金の配分は非常にむずかしいのですが、この要綱というのはいつごろできるのですか。つくるつもりですか。どちらでやられるのかひとつ……。

○細野政府委員 この法案が通過いたしましたれば、来年七月から反則金制度が通告になるわけで、したがひまして、反則金をもとにした交付金の制度は四十三年度からの問題になるわけでございます。したがひまして、それに間に合うように政令等で配分の基準等をきめなければ、かように考へております。ただ、私もいま考へておりますことは、御指摘のように反則金収入額とその交付額が結びつけられることによるいろいろな誤解もあるかと思ひますし、また執行上の問題もあるかと思ひますので、反則金によります交付金の配分にあつては、交通事故の発生件数であるとか、あるいは人口の集中度合いであるとか、そういうといったような客観的な資料に基づく配分基準を

定めてまいりたい、かように考えております。

○井上(泉)委員 たとえば高知県なら高知県にこの反則金が五千万上がった、それでは五千万高知県は上がったからそれを重要な配分の基準にする、こういうようなことになる、これはたいへんなことになると思うのです。それはいいわゆる警察と自治体というものが一体となって、地方の自治体というものを対して警察の力というものが非常に強くなってくるわけです。こういうことになりまうと、自治大臣の言われる地方自治権というものは守れなくなつて、逆に地方自治は警察権のためにたいへんな侵害をされると思うのです。少なくともその地域によって、交通事故の発生件数の多いところはそれだけ反則金が多くなつておると思いますが、この反則金の多寡に応じて配分をするというようなことはぜひとも考えないでほしい、こう思うわけですが、ひとつ自治大臣の御答弁をお願いしたいと思つたのです。

○藤枝國務大臣 先ほど財政局長が客観的な基準の一つとして交通事故をあげましたが、それは、いわゆる反則金がそこからどれだけ上がったというようなことは全然基準に考えないつもりでございます。まして、交通事故、いわゆる事故を起こした場合、その事故の数とかあるいは人口の集中度とか、さらにもっと交通安全対策をやる上において基準になるものがあればさらに知恵を出したいと思つたが、要するにいま井上さんがおっしゃったような、どの県から反則金がどれだけ上がったからそれに対応したような配分をするということとは絶対にしないつもりでございます。

○井上(泉)委員 それではぜひそういうことにしてもらわぬと、警察官が反則金の取り合い競争をやつては、住民にたいへんな圧迫感を与えるだけではない、警察官が自治権に対して不当に干渉するようになりますので、よろしくその点は自治大臣の答弁の線までひとつ反則金の配分をお願いしたいと思つた。しかし、これはいま財政局長さんが言われました要綱をつくられるわけですから、この要綱をつくることになる国会審議の

段階から離れるわけなので、この点私非常に問題に考えざるを得ないわけですが、これはあくまでも自治省の中で要綱をつくられる、何か規則とか、いろいろなものをつくるというわけではないのですか。

○細野政府委員 配分の基準については政令で定めることになっておりますので、私のほうで原案をつくつて、関係各省の同意を得て政令として定めた、かように思ひます。

○井上(泉)委員 それじゃ、道路交通法の内容につきましてもまた次の機会に質問をさせていただきます。ことにして、きょうはこの程度で終わらしていただくわけですが、要は、この法案に賛成かどうかというところにつきましては、なお慎重に審議をした中において態度をきめたいと思つたので、不審な警察権の乱用にならないよう規定が、やはり明らかにされねばならないと思つた、それから同時に、この法の持つております内容からいって、前にも依田議員からも質問がありましたように、事業者に対する罰則とか、あるいは事業者の事業の管理責任というものが非常に不明確なわけだ。道路運送車両法にいたしましては、いろいろ事業の面は守つておられるけれども、その道路運送に従事しておる労働者に対する保護という内容というものが欠けておるので、やはり道路交通法というものを立案する中においては、私は道路交通の安全を期するためには、車を動かしておる人は人であるし、労働者であるから、やはり労働者の労働条件を守つておること、これはやはり道路交通法が警察官の所管で、警察官でつくられたといひましても、やはり道路交通を確保していくためには、運転者の身分というものの、あるいは労働条件というものが絶対的な要素を占めるので、そういう点についての配慮がこの法案の中に入らないことを非常に遺憾に思つたわけです。

たいへん時間をとりましたけれども、これで終わります。

○龜山委員長 河上民雄君。

○河上委員 道路交通法につきましては、ただいま井上委員から御質問がございましたし、またその前に依田委員からも詳細な質疑がございましたので、それとなるべく重複しないように、時間も限られておりますので、ごく簡単に御質問したいと思ひます。

最初にお伺いしたいのは、ただいま井上委員から言及された反則金の問題でございますが、もう一度重ねて反則金の法的な性格についてお伺いしたいと思ひます。

○鈴木(光)政府委員 反則金の法的な性格につきましては、いろいろな規定のしかたがあると思ひますけれども、一口に申し上げますと、反則金とは、警察本部長の通告に基づきまして反則者が納付する行政上の一種の制裁金でありまして、これを納付しなくとも強制徴収されないけれども、納付すれば公訴を提起されなくなるという性質のものであります。したがって、広い意味では一種の行政罰に近いものだと言へると思ひますが、先ほどお話がありましたように、強制徴収されないという点で、行政罰である過料とは違つたものであるというふうに、一応規定しておる次第でございます。

○河上委員 ただいま御説明がありましたけれども、非常に微妙で、わかりにくい点もあると思うのです。ひとつ、法務省では、こういう問題は、ほかの法体系の中でどういうふうにお考えになつておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○川井政府委員 一般に制裁金と言つておるものについては、大きく分けまして三種類あるのじゃないかと思つております。第一種類と申しますものは、罰金とか科料とか言われておるものでありまして、これは刑法で定められておる司法上の刑罰という法的性格を持つておるものでございまして、納めなければ労働場留置ということ、で、体刑にかへても納めなければならぬという強い強制力を持つておるものは、この一種類だと思ひます。

それから二番目の種類といたしましては、御承知のとおり行政上の過料と称せられておるものがございます。これは先ほど申しました刑罰ほどに強いものではないと思ひますが、これを納入しない場合には滞納手続として強制執行に乘せられますので、それを科せられたものとしましては強制的にもその金銭的負担を取り立てられるという意味におきまして、通常行政罰と称せられておるものでございまして。

それから三番目の種類といたしましては、先ほどお話が出ましたように国税犯則取締法でありますとか、関税法でありますとか、特殊の法律の中に一種の行政上の制裁金とも申すべき範疇のものがあると思ひます。刑罰に値する行為でして、違反者がそれに応じて納入すれば免れて刑罰にしないという、こういう制度のものでございまして、すでに日本におきましては既存の制度として何十年か運営されてまいつたものがあるわけでございます。これが三番目の種類の制裁金ということができると思ひます。

本件の反則金通告制度は、この三種類のうちのどれに属するのだ、こういうふうな趣旨でございます。三番目の種類の制裁金の一環である、こういうふうにおし上げることができると思ひます。

○河上委員 それでは三番目のものに近いというふうにお考えられるのか、それとも全く同じとお考えられるのか。

○川井政府委員 第一種類の罰金と科料との間にも、こまかく論じますと性格の相違があります。よきに、三番目の範疇でございます。その一種の制裁金の中にも、国税犯則法でいうところのいわゆる通告制度に基づく金銭的負担と、この新しい制度で考えられた道交法におけるところの反則金との間には、こまかく論ずれば幾らかの相違が出てくるのじゃないか、かように考えておりますが、大まかに制裁金の種類を分類いたしまして、第三番目の範疇に属することは間違いないと思ひます。

す。

○河上委員 いまの問題について大臣からお答えをいただきたいと思っておりますが、これはいままでの御説明でも、非常に政府の方では答弁に苦しんでおられるようでご覧になって、そこから従来ありましたいろいろな法的な概念あるいは法的なパターンとは少し違ふものだということが理解できるように思ふのであります。つまりこれは道路交通という非常に特殊の事情の中で登場した新しい一つのパターンであるというふうに理解してよいものかどうか、それを重ねて伺いたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 この制度は新しい制度かとおっしゃられると、確かに新しい制度だと思ひます。ただ、それに類似をしているものがあるかないかという点では、いま法務省からお答えしたように、国税規則取締法による通告と申しますか、あれと類似をしておるといふことであります。道路交通という面からとらえて考えますならば、道路交通の特殊性から来た一つの新しい制度と理解してもよろしいのではないかと考えております。

○河上委員 いまの大臣の御答弁でも明らかのように、道路交通という問題が新しい局面を迎えたといふのは、やはり自動車車の車両の非常な増大といふことが背景にあると思ふ。新聞報道によりまると、いまや一千万台の時代に入ろうとしてゐる。そういうところから、従来の取り締まり規則あるいは管理のいろいろな規制では不十分であるといふところから、いろいろな新しい考案がなされつつあるのではないかと理解いたします。ところが自動車の運転を誤つたために人を死傷させたといふような場合に、それに適用せられる法律として刑法の業務上過失致死傷、二百一十一条が適用せられておるのでありますけれども、この業務上過失致死傷といふのは一体どういふ場合に適用せられておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○川井政府委員 刑法は私のほうの所管でございますので、私からお答えをさせていただきます。御存じのとおり、特に人身に影響のある業務に

従事しておる者が、業務上当然に法律上要求されておる注意義務を怠りまして他人を死傷いたしました、こういうふうな場合に二百一十一条が働くわけでございますので、その業務と申しますのは必ずしも交通関係の業務だけではないと申さず、すべての人の生命身体に影響のあるような業務全部にこの二百一十一条はかぶるものでございます。

○河上委員 去る三日、警察庁が発表いたしました一月から六月までの上半期の全国の交通事故の実態というのがございまして、それによりますと、死者が減り、けがが増加した、しかし交通事故の件数はふえておるといふようなことが出ておるのでございますが、ただその事故を起こす原因者のほうを見てもいろいろあります。いわゆるマイカー族と申しますか、オートバイの引き起こす事故の増加が目立っているといふようなことが出ておるのでございます。日本語の通常の感覚から申しますと、業務上といふ場合に、どうも自家用車をその中に含めるというには非常に無理があるのではないか、こういうふうに思ふのであります。しかしながら、昭和三十年代に入りましてからの最高裁あるいは東京高裁の判例などを見ますと、こうしたいわゆる自家用車を引き起こした事件についても、この二百一十一条を適用してゐるようでございますけれども、こういうことがはたして妥当であるかどうか、非常に疑問を持つてございまして、その点について大臣の御答弁をいただきます。

○川井政府委員 大臣の前に私から少しお答えさせていただきます。業務上といふ概念はたいへんむずかしい概念だと思ひますけれども、明治四十一年にいまの刑法ができましたからすでに六十年の運用の実績を持つておるわけでございますが、その六十年の間に何千、何万の判例が積み重ねられてきて、ただいま御指摘のように、交通関係、特に自動車の関係におきましては、オートバイも営業として運転しているものではございませんけれども、日常車を使って何らかの業務を執行しておるといふ

ような場合には、その運転ということが人の生命身体に危険を及ぼす社会生活上の業務であるといふことに着眼をいたしまして、オートバイのパイパーのような場合におきましても、二百一十一条の適用におきましてはこれを業務と解するのだという考え方が日本におきましては確立をしておりますところでございますので、いろいろ常識的な観点からお考えをいただきますと、いささかおかしいのじゃないかというふうな御疑念が出ることはまことにございともかと存じますけれども、この法律の運用の実態におきましては、すでにそのようなものもこの業務に含まれるのだ。事は、人の生命身体に影響を及ぼすような業務であるかどうかという点にこの業務の解釈の重点が置かれておるといふことをひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 法律の専門家でございせんので、法律に非常に弱いほうなんですけれども、いま法務省からお話がありましたように、要するにそういう事態といふことが、それが生命身体に影響を及ぼすといふようなことで、いわゆるオートバイパイパーが人を死傷した場合にも業務上の過失致死傷罪に該当するといふことだと思ひます。まあこれは長い間の歴史がそういうことで一応固定した観念になつておるんじゃないかと私は考えるわけでございます。

○河上委員 業務上といふことは、やはりこれは営業用の車両が起した事故に適用されるのが当然であつて、オートバイパイパーの場合、しかもふだんはほとんど使わない、ただ日曜日だけ家族を乗せてピクニックなり何なりに行く。その際に起こした事故といふものも業務上の過失致死傷といふこの二百一十一条を適用することは、どうも非常に無理があると言わざるを得ないのであります。判例などによりまして、娯楽でも反復継続した場合はといふようなことを書いてはありますのですけれども、オートバイパイパーは大体反復継続してない場合が多いのでございまして、日曜ドライブである場合が非常に多いわけでございます。そういう点から見ましても、これは要するに

刑法のこれでこの問題を取り締まる、取り扱うことと自体が無理であるといふことを示すにはかならないのだと思ひます。

先ほど私が反則金の性格についてお尋ねいたしましたところ、どうも皆さまの御答弁では確かな性格を捕捉したいといふことがわかるのであります。要するにこの道路交通の中に発生した新しい問題を解決するために、他の法体系にはない新しい一つのパターンをつくつて対処しよう、こういうようなことを考えられておることがはつきりとしてゐるわけでありまして、だいたひしますならば、刑法の一部改正をはかつてこの問題を解決すべきではなくて、道路交通法の中にそういう事態に対処する一つの項目を設けるのが至当ではないかといふふうに私は考えるのでございまして、その点、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 確かに河上さんおっしゃる通りに、われわれも常識としてはオートバイパイパーの事故を業務上過失致死傷罪でやるのは何かそぐわないような感じもいたしますけれども、判例等では固定をいたしておるわけでございます。道路交通という観点から、そういう人をたとへば殺したり傷つけたらした場合の罰則を設けたらいいではないかといふのは、一つの御意見だと思ひます。ただ、私、これは法務省のほうからお答えしたほうがいいと思ふのでございまして、たとへば営業用の自動車等については、その致死傷については、業務上の致死傷罪を適用することについて御異論が河上さんにあるわけではないのだと思ひわけでございます。したがつて業務上致死傷罪といふものは、単に自動車あるいは電車、汽車といふばかりでなくて、もっと広い面がある。そうしてその中の態様としては相当悪質なものがある。現在の刑の限度ではむしろ低過ぎるというふうな御意見からこの刑法改正を出されたのだと私は思ふわけでございます。そういう意味では、やはり業務上過失致死傷罪といふものが元來刑法の体系の中にあるべきものであるとするなら

ば、その改正をされるということについては、これはそうであつてしかるべきだと思います。ただ、いまお話し、オーナードライバーが殺したる傷つたりした場合に、一体それまで刑法の業務上過失致死傷罪にするのはどうかというところは、私も法律のしるうとして、何といひますか、常識的にちよつとそぐわないような気がしますが、けれども、これは長い間の判例が固定いたしておるので、やむを得ないじゃないかというふうに考えております。

○河上委員 どうもいまの御答弁でも、ちよつと無理があるように思うのでございますけれども、いまの判例は、要するにそうした新しい事態に即応する、適用すべき法がないために、臨時的な措置としてそういうものが出てきて、今日に至つたのじゃないかと思うのでございます。したがつて、常に法体系というものを維持するという考え方を持っておられるようでございますけれども、そうだとすれば、むしろ道路交通法という形での問題を処理する、だんだん整備していくという考え方に立つのが当然である。業務上過失致死傷罪を適用する問題につきましては、これは量刑が経過するといふような世論というものは実はまだあまり聞いておられないのでございます。道路交通の問題について特にそれが大きく問題になつてい

るように思ふのであります。他の職種につきましてはそれぞれ厳重な管理規定があつて、したがつてそこに当然の義務があると思ふのであります。なつて、そういう点から見ますと、むしろ野放しになつていふところの道路交通の場合に新しい一つのパターンをつくらつて対処するというのがむしろあるべき姿ではないか、私はこう思ふのであります。ひとつその点を十分にお考えいただきたいと思ひます。これはなかなか重要な点でございますので、今後なお審議の過程でもう少しはつきりとさせていきたいと思ひます。

もう時間もほとんどございませんで、このことは私、あるいは他の方々から御質問していただきたいと考へるわけですが、なおこれは今度

の道路交通法の改正に伴つていろいろきびしい罰則というものが加へられておるわけでありすが、ただそれに対する安全施設その他そういう点がまだ十分でない。したがつて運転者だけを責めるのは無理だといふ面がかなりあると思ふのであります。その点については他の方々からすでに言及されておりますが、私はただ一言歩行者の点につきまして、いつもちよつと疑問に思つておりますのは、対面交通の問題であります。道路交通法によりまして、歩道と車道の区別のないときは右側を歩行者は通るようになっておるわけでありすが、国鉄の中を見ますと、非常に左側の場合が多い。改札口で出入りいたします場合に十中八、九左側になつておるわけでありすが、われ

われ日本人は、行く所、場所によつて常に左側であるか右側であるか、頭を切りかへなければならぬといふわけでありまして、私は、こういう問題はもうかなり子供のころからついた本能みたいなものである、そういう意味で、何か交通安全の非常に基本的な問題が実はあいまににされていゝ、いかにげんにされておつた、その上にいろいろなきびしい罰則が積み重ねられていゝという感を深くするわけでありすが、その点について政府のお考えを承りたいと思ひます。

○新井政府委員 歩行者の対面交通、結果としては右側交通になりますが、これにつきましては、御承知のように戦争に負けまして後に取り入れられましたので、まだ二十年の歴史しかございませんで、しばしばこれについて問題がございまして、もとの左側通行に戻つたほうがいいといふことで、われわれも数回にわたつて検討いたしましたのでありますけれども、大部分の人たちといふのはいまの教育を受けた人たちでありますので、われわれおとなは左側がいいように思ふのですけれども、子供はもう右側通行が本能のようにしみ込んでおりまして、われわれが子供と一緒に歩いていると必ず注意されるというやうな実情でございます。やはりいまのように歩車道の区別のない道が多い日本においては、結果として右側交通のほうがいい

といふふうに私も思ひますので、当分これを変へるといふことは考へておりませんで、おそろくわれわれが死んでいけば、いまの若い人たちがおとなになれば、こういう問題は起こらないのじゃないかといふふうに思ひます。ただ御指摘のように、駅はがんとして左側を厳守しておりますので、われわれとしても非常に困つておるのでありますけれども、もともと左側通行のときにできた駅だからしようがないんだといふことでありますので、われわれも半分さじを投げたやうなことを言つておるのでありますけれども、ただいまも非常に強い御指摘もありましたので、これを機にもう一べん、あの混乱がなくて済むやうな推進をいたしたいと思つております。

○河上委員 いま、さじを投げたといふやうなお話であるのですが、ある年とつた法律学者がアメリカに行きまして、歩道でたまたまアメリカの婦人とぶつかった。そのときに、本能的にその先生はばつと左に避けたら、アメリカの婦人もやはり右側通行ですから右へ行つてまたぶつかった。そして非常に口ぎたなくアメリカの婦人にののしられて不愉快な思いをしたといふことがあるのですけれども、右側か左側かといふのは瞬間的に、もう本能的に身についたところに入つてしまふわけですから、ところがだんだん一千万年時代に入つてまいりますと、私は運転にあまり縁がないほうですけれども、これはだんだん歩行者であり同時に運転者である、歩行者と運転者が別の人種であるといふ時代は終つて、同じ人間が所と時によつて変わつてくるという時代に入つてきたと思ふのであります。そういったしますと、私は運転の経験がないのでよくわからないのでありますけれども、瞬間的に、じゃ右に行くのか左へ行くのかといふところが、そこで問題になつてくると思ふのでございます。そういうこともございしますので、ひとつ今後御検討いただきたいと思ひます。時間がちよつと一時でございしますので、私はこれで終わりたいと思ひます。

○龜山委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後一時散会

昭和四十二年七月七日印刷

昭和四十二年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局